

第4期旭川市地域福祉計画（素案）
【概要版】

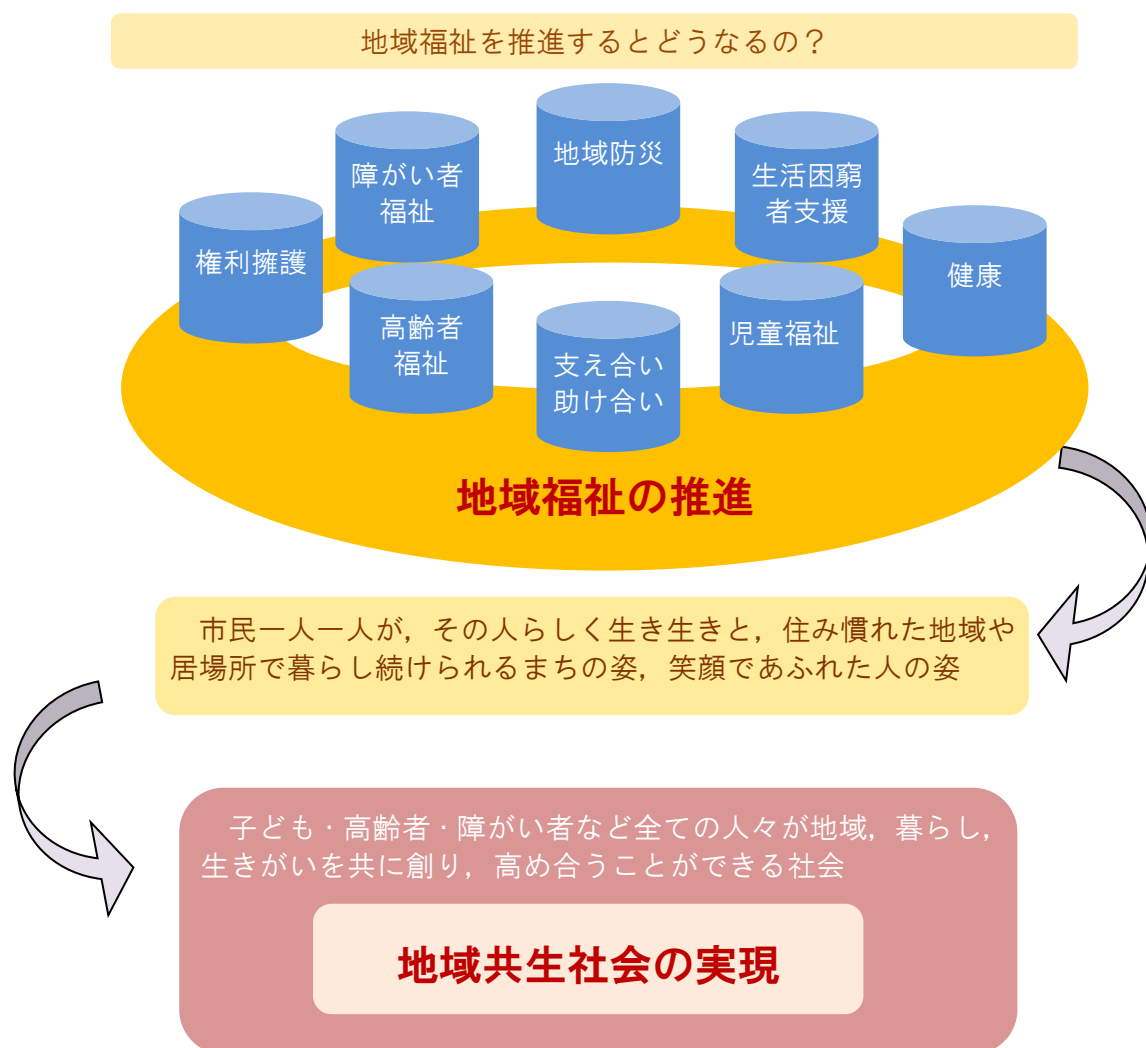
旭 川 市

地域福祉計画について

旭川市では、地域住民の一人一人が、その人らしく生き生きと暮らせるように、地域における支え合いや助け合いを中心とした地域福祉の推進に努めており、平成16年には第1期旭川市地域福祉計画を策定し、これまで関連する施策を実践してきました。

現在、国においては「地域共生社会の実現」を提唱し、その一環として平成30年4月には改正社会福祉法が施行され、地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として市町村に策定が義務付けられたほか、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載することなどが新たに定められたところです。

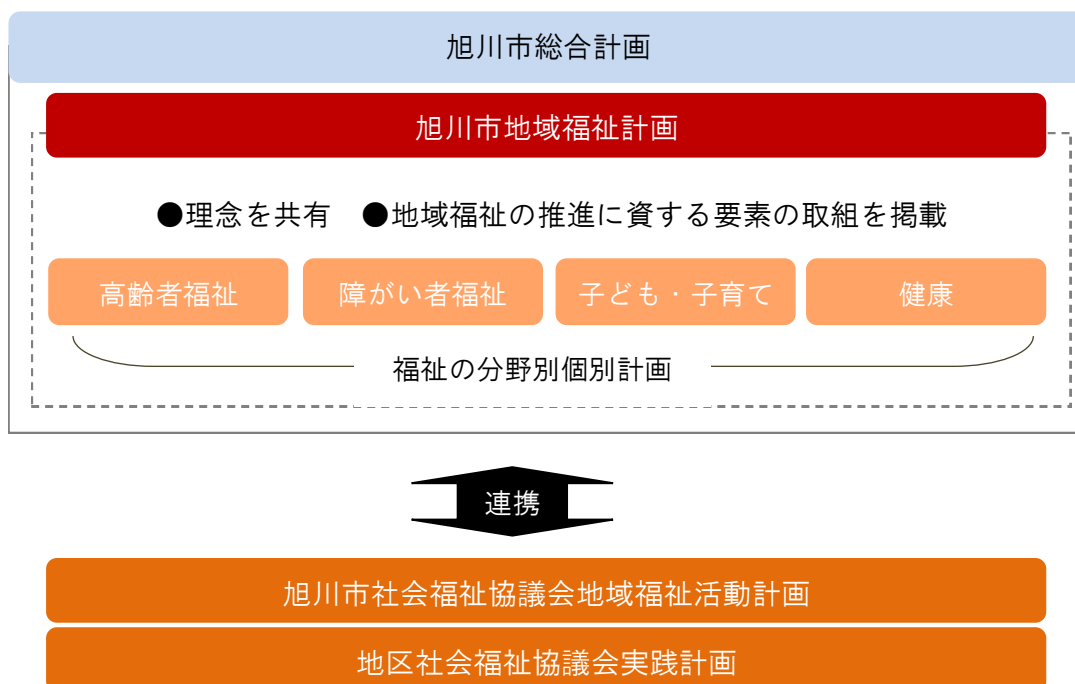
第4期旭川市地域福祉計画では、地域福祉に関わる取組を体系的につなぎ合わせるとともに、現状の課題を踏まえて新たに取り組むべき事項などを示し、これらを計画的に実施していくことで、旭川市における地域共生社会の実現を目的として策定します。



計画の位置付け

旭川市地域福祉計画は、旭川市総合計画を上位計画とした地域福祉に関する個別計画として位置付けます。また、“地域における”各福祉計画の上位に位置付け、高齢者や障がい者の福祉、子ども・子育て、健康などに関連する計画とは、基本的な理念を共有するなどし、調和を図ります。ただし、計画に掲げる取組等は、地域福祉の推進に資する要素を含むものにとどめます。

また、旭川市社会福祉協議会において策定する地域福祉活動計画とも方向性を共有し、連携して取り組みます。



計画期間

計画期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5か年とします。



計画策定に当たって

計画策定に当たっては、法改正を含めた国における地域共生社会の実現に向けた動向を把握するとともに、人口の減少と高齢化の進展が進み、今後も単身者世帯の増加が見込まれる状況を意識しています。また、身近な地域における支え合いに関する市民意識等の調査や、実際に地域福祉活動に関わっている民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会役員へのアンケートを行い、担い手不足や福祉課題の複合化といった課題認識について検証を行いました。その他地域まちづくり推進協議会との意見交換会においては、地域活動そのものの担い手が不足していたり、地域福祉の担い手自身が高齢化しているという実態、地域福祉活動を進める上での支障などについて意見をいただき、課題認識を共有することができました。

旭川市の社会状況は？

少子高齢化の進展

高齢者割合 H17 22.2% → H27 31.3%

年少者割合 H17 12.4% → H27 10.9%

人口の減少

総人口 H17 355,004人 → H27 339,960人

高齢者単身世帯の増

対象世帯数 H17 13,686世帯 → H27 22,400世帯

(国勢調査)

地域の支え合いの状況は？

町内会加入率

H21 62.19% から H30 57.8% と低下

なり手不足

「同じ活動を行うメンバーが不足している」と
211人中97人が回答 ※担い手アンケート

担い手の高齢化

「同じ活動を行うメンバーが固定し高齢化している」と
211人中157人が回答 ※担い手アンケート

支え合いの意識

住民同士が支え合い地域福祉を進めることについて
「とても望ましい」又は「望ましい」と81%が回答
※市政モニター

地域福祉を取り巻く課題

第4期計画において考慮すべき地域福祉に関する主な課題として、次の5つに焦点を当てることとします。

- 課題1 暮らしにくさや困りごとを抱える市民の増加
- 課題2 社会的なつながりが弱まった世帯の増加
- 課題3 複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱える世帯の増加
- 課題4 地域福祉活動基盤の弱体化、担い手不足やその固定化
- 課題5 包括的相談支援体制の未整備

課題を踏まえて重点的に取り組むこと

包括的支援体制の在り方についての検討

地域福祉活動の舞台となる身近な地域において、地域福祉活動を担ったり、関わることのできる人材を育成するとともに、そうした方が地域福祉活動に参加できる環境づくりが必要です。また、身近な圏域における地域住民等が包括的に地域生活課題を受け止めたり、そうして受け止めた課題が、専門的な知識や技術を要する場合などには、市圏域における支援関係機関が有機的に連携して、その解決に資する支援を一体的に行う体制の整備が求められています。

本市において活用し得る社会資源を踏まえた中で、具体的な在り方や展開方法について、持続可能性なども見極めながら検討していきます。

【関連する主な取組は・・・】 包括的支援体制構築に関する検討

地域福祉活動の担い手が広がる取組

地域福祉活動の担い手の多くは、活動の有意性や達成感を感じています。福祉に関心の高い方が、人材として活動できることに加えて、より多くの方が地域活動や身近な地域の福祉活動の大切さを見つめ直す取組など、地域福祉活動の担い手となり得る人材の掘り起こしにつながる取組を進めていきます。

【関連する主な取組は・・・】 児童や生徒、学生を対象とした福祉の啓発

地域福祉計画の周知

社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携

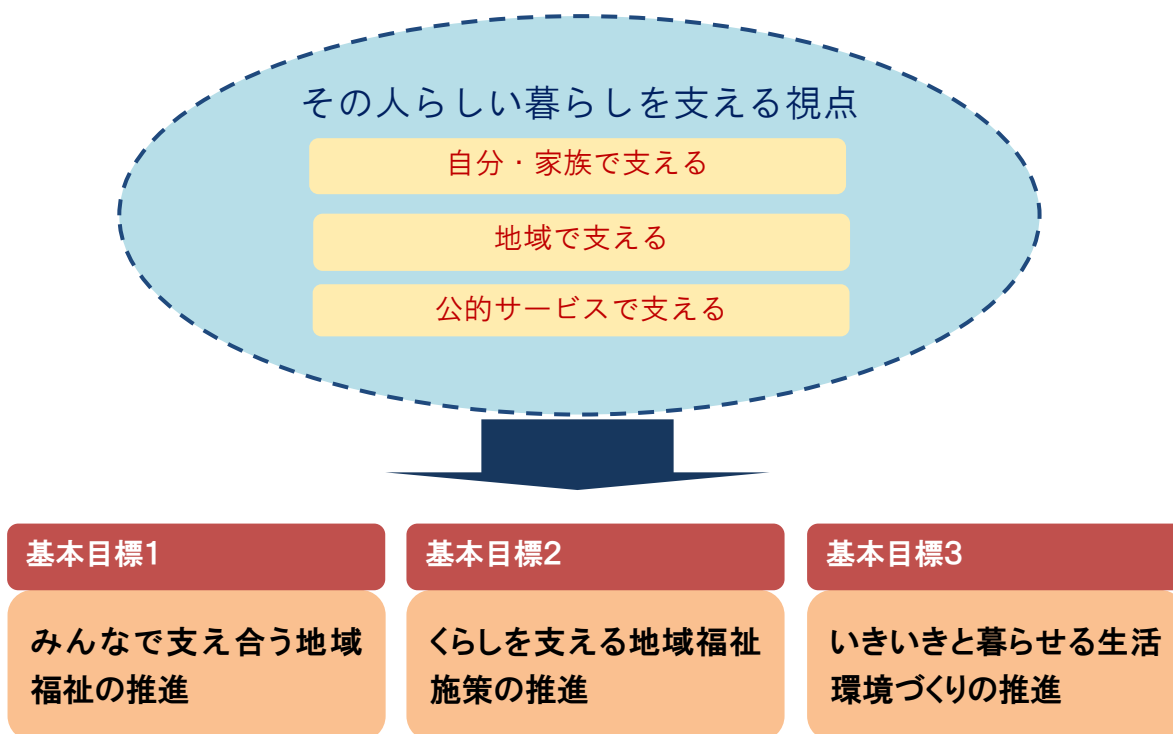
基本理念

お互いさまの心がつむぐ
温かな絆で結ばれた
笑顔あふれる地域社会づくり

住み慣れた地域や居場所で暮らし続けていくには、個人の個性や尊厳が尊重されるとともに、身近な地域における住民同士が関わり合う中で、時に支え、時に支えられながら、お互いさまの心で支え合う絆が生まれることが必要です。家族や友人、知人、そして住民同士による支え合いの輪を広げ、人の温もりと安心安全を感じられる地域社会づくりを進めていくことを基本理念としています。

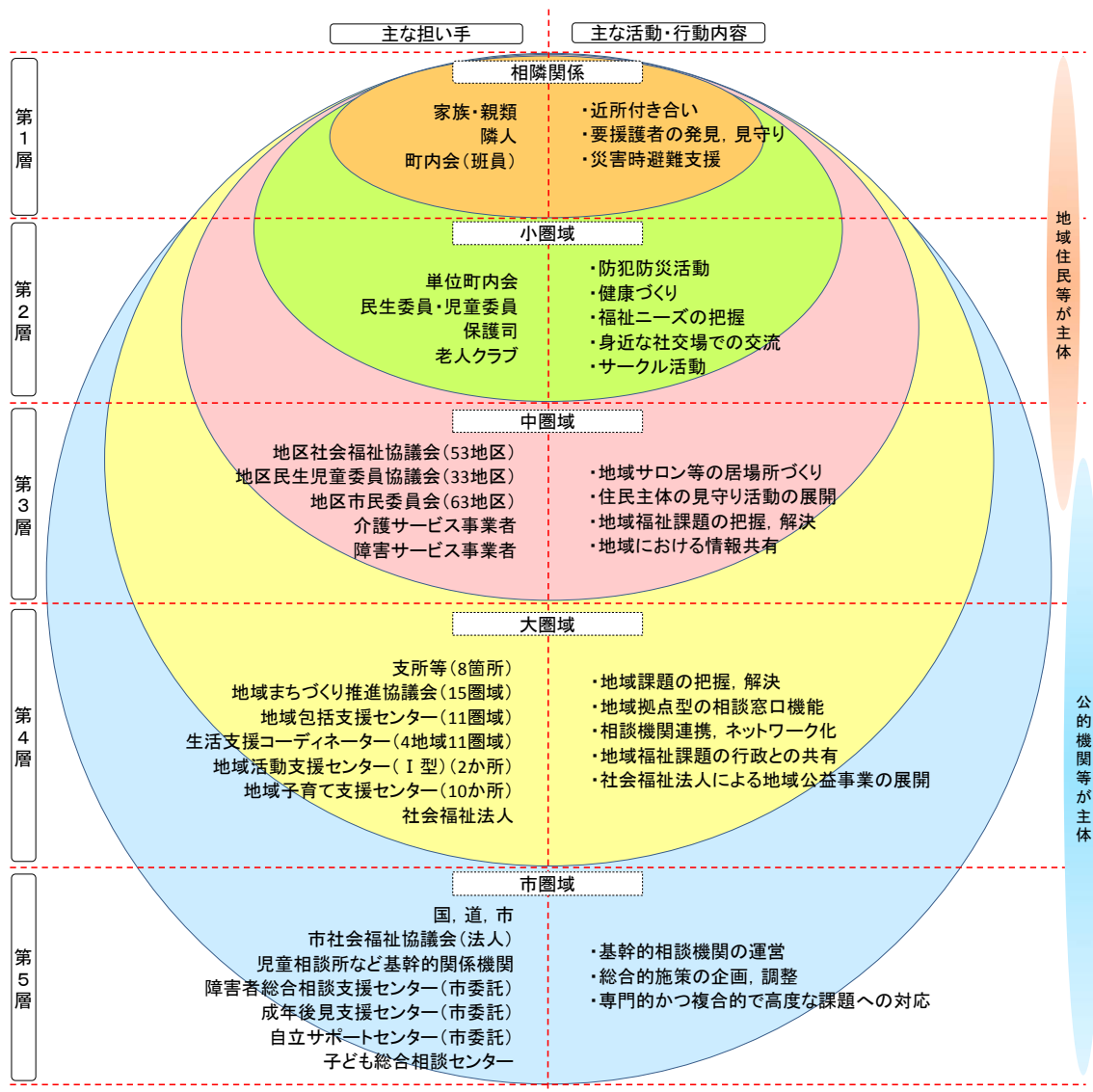
基本目標

基本理念で示した地域社会を実現するため、その人らしい暮らしを支える3つの視点を踏まえて基本目標を設定します。



地域福祉活動圏域と主な担い手

地域福祉活動は、隣近所で行われるごく小さな範囲から、市全体を俯瞰する大きな圏域までの幾つかの階層に分かれ、それぞれの階層に応じた機能や役割が発揮されるとともに、各層をまたがって円滑な情報共有や連携が行われることにより、全体としての地域福祉の推進が図られるものです。地域福祉計画では、次のとおり第1層から第5層までの圏域の概念と、各層における主な地域福祉活動の担い手とその活動・行動内容を示しています。



施策体系

地域福祉計画の施策は、3つの基本目標に向かって、9つの取組の方向とそれに沿った22の関連施策で構成されます。

| 基本目標 | 取組の方向 | 関連施策 |
|---------------------------------|---------------------------|--|
| みんなで 支え合う 地域福祉の 推進 | 地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成 | 地域福祉の推進を担う人材の育成 地域交流活動の推進と活動拠点の整備 地域福祉活動への主体的参加の促進 |
| | 住民主体による支え合いの促進 | 地域住民等による地域福祉活動の推進 住民に身近な圏域で地域生活課題を受け止める体制の整備 |
| | 地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上 | 地域福祉を支える団体等とのネットワークの構築 社会福祉協議会との連携 社会福祉法人等による地域における公益的な取組の推進 |
| くらしを 支える 地域福祉 施策の推進 | 地域における福祉サービスの適切な利用の促進 | 福祉サービスの利用に関する相談体制の確保 福祉サービスの提供体制の充実 福祉サービスの適切な選択につながる情報提供の推進 |
| | 困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談支援の促進 | 社会的要援護者の把握と支援 生活困窮者に対する自立支援方策の推進 市圏域における包括的な相談支援体制の構築 |
| | 地域における権利擁護の体制の整備 | 日常生活自立支援事業等の周知 成年後見制度の利用促進 |
| いきいきと 暮らせる 生活環境 づくりの推進 | ひとにやさしい生活環境づくりの推進 | ユニバーサルデザインの考え方に基づく各種施策の実施 生活環境の向上 |
| | 災害時に備えた地域づくりの推進 | 災害に備えた地域による避難行動支援の取組 災害時における避難所受入体制の整備 災害ボランティアセンターの体制整備 |
| | 地域における介護予防や健康づくりの取組の推進 | 住民主体の介護予防・健康づくりの取組の推進 |

計画の推進

地域福祉計画は、市民、事業者、社会福祉に関する活動を行う団体、行政が連携し、それぞれの役割を認識しながら、それぞれの活動圏域において、できることを積み重ねることで推進していきます。また、地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられる社会福祉協議会については、より地域住民に身近な存在として、地区社会福祉協議会の組織づくりやその活動支援を行っているほか、ボランティアの養成等、地域福祉の推進に努めており、旭川市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画等と連携しながら推進していきます。

市民の役割

地域を支える重要な一員である意識を持ち、地域の課題を「我が事」として捉え、町内会に加入するなど、主体的に地域福祉活動やボランティア活動等に参加することが必要です。時に支え、時に支えられる関係を地域において築き、多くの方が支え合いの仕組みの一端を担うことにより地域福祉の推進が図られます。

事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の「その人らしい暮らし」を支えていく役割があります。同時に、それぞれが保有する専門的な知見や支援技術を生かし、地域住民と協力して地域福祉の推進を図る役割も期待されます。社会福祉法人については、住民に身近な圏域における地域生活課題や幅広い福祉ニーズに対して、総合性や専門性を備える法人として向き合うことが期待されています。

社会福祉に関する活動を行う団体の役割

町内会や市民委員会、地区社会福祉協議会や地区民生児童委員協議会、老人クラブ、NPO法人、ボランティア団体などは、支援を必要とする方の特性や個別事情を踏まえつつ、公的な福祉サービスでは対応できないような、多様な困りごとに柔軟に応じたり、団体同士で連携したり、関係機関につなぐ役割が期待されています。

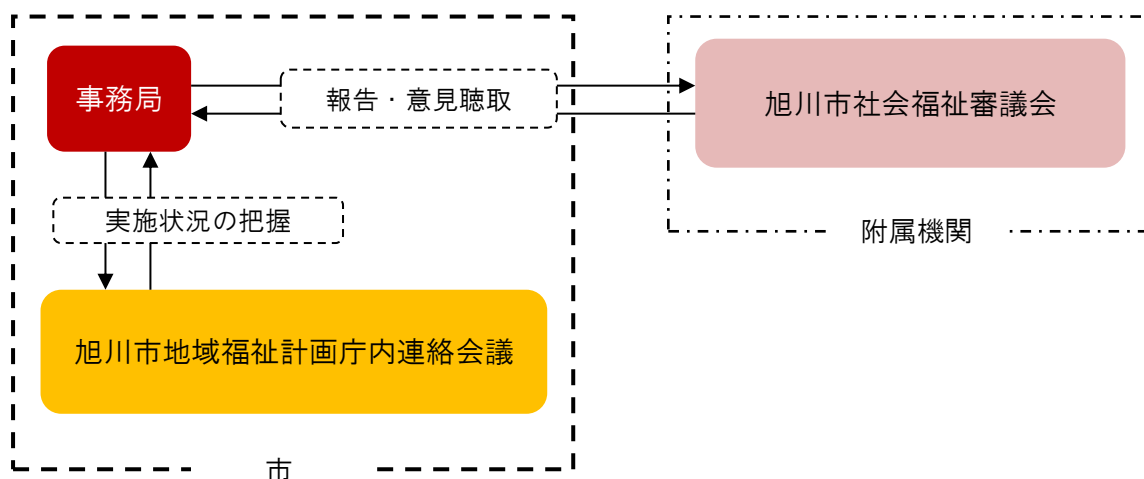
行政の役割

行政は、市民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進する責務があるほか、社会福祉法においても、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な措置を講じるように努めることとされており、こうした包括的な支援体制の構築を始め地域福祉の推進に努めていきます。

進行管理

地域福祉計画を円滑に推進していくために、施策の実施状況等を把握し、目標に対する進捗状況を測るなど、適切な進行管理を行っていきます。

実施状況の把握と附属機関への報告



指標の設定

| 基本目標 | 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|--|-----------------|-------|
| みんなで支え合う地域福祉の推進 | 身近な地域の住民が、お互いに助け合いながら暮らしていると「感じている」か「少し感じている」市民の割合 | 40.8% (H29年) | 50%以上 |
| くらしを支える地域福祉施策の推進 | 悩みや不安を感じたときの相談機会が「充実している」か「まあ充実している」と感じている市民の割合 | 26.3% (H29年) | 34.0% |
| いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進 | 地域の総合的な快適性について「よい」か「まあよい」と感じている市民の割合 | 38.8% (H29年) | 44.4% |